

被保険者の皆さまへ

後期高齢者医療保険料

保険料の決定方法について

被保険者個人ごとの保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。均等割額と所得割率は広域連合で2年ごとに決められます。

熊本県後期高齢者医療広域連合の平成25年度の保険料率(平成24年度と同率)

- ・均等割額 4万7900円
- ・所得割率 9・26%

保険料(年額) ※55万円が上限
 均等割額 4万7900円
 +
 所得割額

【総所得金額等】33万円(基礎控除)
 ×所得割率9・26%

※今年度の保険料額は、7月に計算を行い、保険証と保険料額決定通知書の中旬から下旬にかけて送付いたします。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

保険料の軽減

所得の低い人や被用者保険(※)加入者に扶養されていた人は、保険料の負担が軽くなります。

担が軽くなります。
 ※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。



【所得が低い人の軽減】

◆保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減
 ※所得が低い人の軽減は、自動的に適用されますので、手続きの必要はありません。
 世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額(専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません)などが:

「基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で、所得が0円となる場合
 保険料の均等割額を**9割軽減**

「基礎控除額(33万円)を超えない世帯
 保険料の均等割額を**8・5割軽減**

「基礎控除額(33万円) + 「24・5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯
 保険料の均等割額を**5割軽減**

地籍調査にご協力を

平成25年度は大野の一部(迫・笹尾・中大野)を調査します

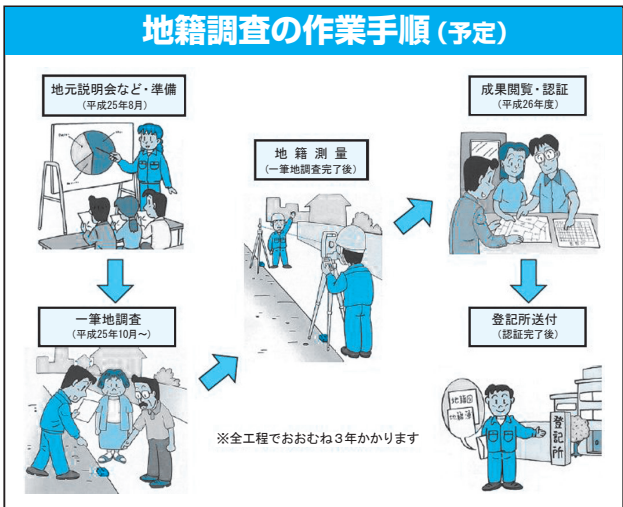
地籍とは

人に戸籍があるように、土地にも土地の戸籍(地番・地目・地積(面積)・所有者)があります。

これを地籍と言い、法務局(登記所)に備え付けの公図および登記簿に記載されて初めて、土地に関するいろいろな権利が法的に保護されるのです。

なぜ調査が必要か

しかし、その多くは明治時代の初め



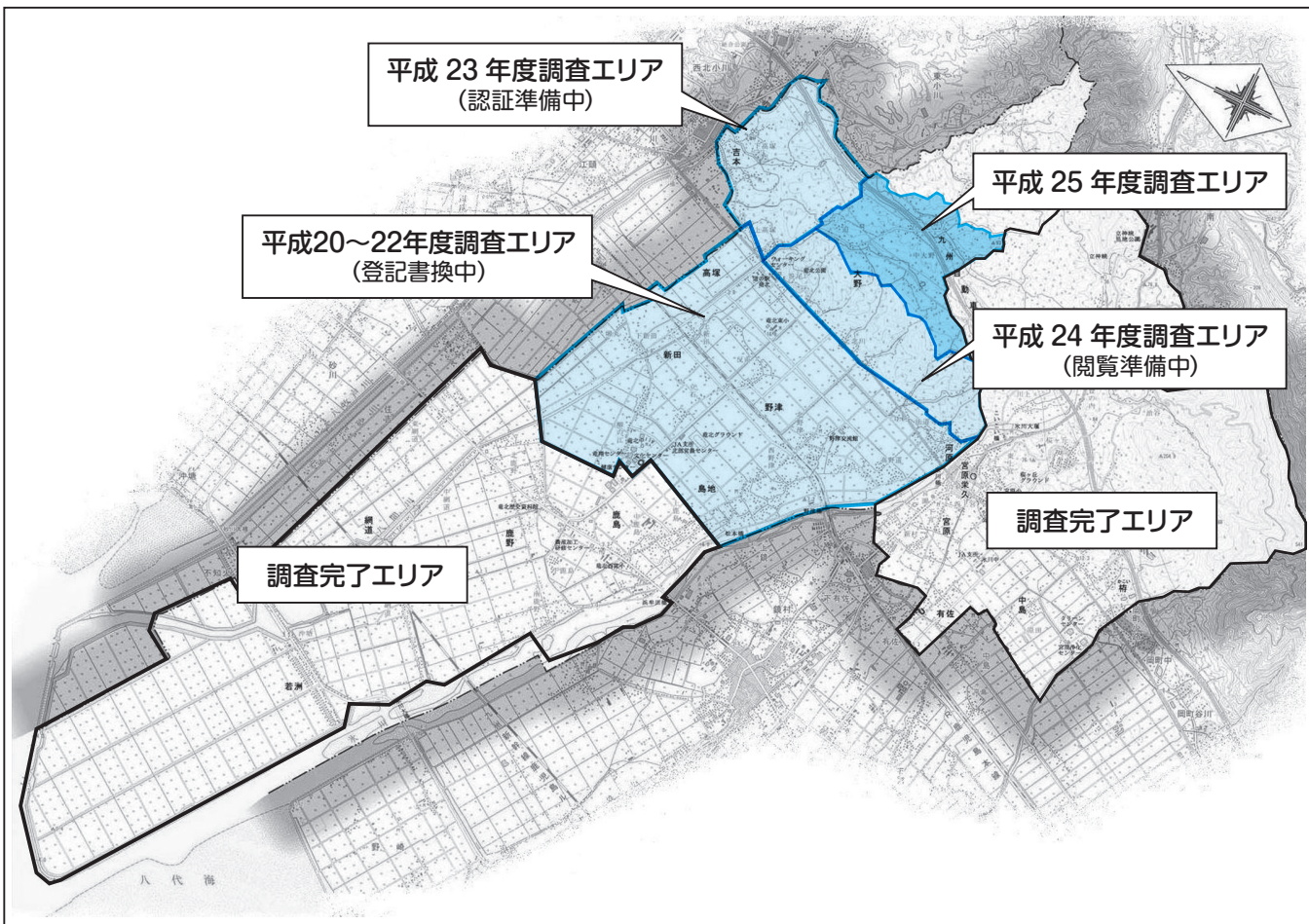
今年度の調査は

童北地区においては、平成13年度より地籍調査を開始し、今年度は、大野の一部(迫・笹尾・中大野)の調査を行います。地区選出の地籍調査推進委員と町委託業者ならびに役場職員が、地権者の立会いの下、現地で境界確認作業を行いますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、現地での調査に先立ち、「調査説明会」を各地区の公民館などで開催いたします。該当される地権者の皆さまには、別途ご案内いたしますので、ぜひご出席下さい。

【お問い合わせ先】

水川町役場 農地整備課
 ☎52・5855 (直通)



ジェネリック医薬品をご活用ください

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは

最初に作られた医薬品(先発医薬品)の特許権存続期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売されている低価格の薬です。ジェネリック医薬品を使用することで自己負担額を減らし、医療費の節約にもつながります。

安い理由は?

開発コストを抑えることができています。先発医薬品は、長期の研究開発と多額の費用が必要です。ジェネリック医薬品は先発医薬品の実績に基づき製造されますので、先発医薬品で確かめられた安全性と有効性を持ちながら価格は安くなります。

安全性は?

医薬品は薬事法によりさまざまな規制が定められており、安全性や品質についてしっかりとした検査が行われております。ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ規制のもとで、製造・販売されます。

ジェネリック医薬品に切り替えるときは?

かかりつけ医や薬剤師と、よく相談し、ジェネリック医薬品の特徴や価格、注意点など、薬剤師からの説明をよく聞きましょう。また、医師の判断により先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。

◆「被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減」
 被用者保険加入者に扶養されていた人も、後期高齢者医療制度では被保険者となり、保険料を納めることとなりますが、保険料の軽減措置があります。

「基礎控除額(33万円) + 「35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯
 保険料の均等割額を**2割軽減**
 ◆保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減
 被保険者の総所得などが:

「基礎控除額(33万円) + 58万円を超えない人
 保険料の所得割額を**5割軽減**

特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が**9割軽減**されます(所得割額はかかりません)。
 ◆対象となる人
 資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた人。

保険料の納付方法

後期高齢者保険料の納付方法は、次の2通りで納付することになります。
 ①特別徴収(通常)
 年金からの差し引きです(手続きの必要なく、条件が合えば自動的に適用されます)。
 ②普通徴収
 納付書での窓口納付または口座引落での納付です。特別徴収の条件に該当しない場合の納付方法です。